

制 度 名	介護保険低所得者保険料軽減負担金	主管課名	健康推進課 地域包括ケア推進室 地域支援・在宅医療 G		
		問合せ先	029-301-3332		
目的・趣旨	低所得者の保険料の軽減強化を図る。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 介護保険の1号保険料について、所得が低い層（第1～3段階被保険者）に対する保険料を軽減する。</p> <p>※ 第1段階被保険者 → 生活保護受給者・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等合計80万円以下</p> <p>第2段階被保険者 → 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等合計80万円超120万円以下</p> <p>第3段階被保険者 → 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等合計120万円超</p> <p>[対象経費] 各市町村における第1～3段階に該当する者に係る保険料の軽減に要した額</p> <p>※ 各市町村は、保険料基準額に対して原則として以下の割合を超えない範囲で乗じた額で軽減額を決定する。</p> <p>○ 平成31年4月～</p> <p>第1段階 → <u>0.125</u>（基準額×0.5から0.375に変更）</p> <p>第2段階 → <u>0.125</u>（基準額×0.75から0.625に変更）</p> <p>第3段階 → <u>0.025</u>（基準額×0.75から0.725に変更）</p> <p>○ 令和2年4月～</p> <p>第1段階 → <u>0.25</u>（基準額×0.5から0.3に変更）</p> <p>第2段階 → <u>0.25</u>（基準額×0.75から0.5に変更）</p> <p>第3段階 → <u>0.05</u>（基準額×0.75から0.7に変更）</p> <p>○ 令和6年4月～</p> <p>第1段階 → <u>0.17</u>（基準額×0.455から0.285に変更）</p> <p>第2段階 → <u>0.2</u>（基準額×0.685から0.485に変更）</p> <p>第3段階 → <u>0.05</u>（基準額×0.69から0.685に変更） ※下線分を公費負担</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
事業主体が市町村の場合		1/2	1/4	1/4	—
〔令和6年度当初予算額〕 819,081千円		〔令和5年度補助対象団体〕 水戸市外43市町村			
<p>[備考] 市町村民税非課税世帯全体（第1段階から第3段階の方）を対象として、令和2年4月から完全実施している。なお、令和6年4月1日から乗率に変更になる予定。</p>					